

## 第1回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日（木）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

選挙第1号	会長互選について
選挙第2号	会長職務代理者互選について
議案第1号	議席決定について
報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	現況証明願について
議案第2号	農地流動化推進員の委嘱について
議案第3号	令和5年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局主幹兼事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

- 事務局長 皆様、大変お疲れ様です。砂川市農業委員会事務局長の野田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- それでは、只今より「第1回 砂川市農業委員会 定例総会」を開会いたします。
- 開会にあたり、飯澤市長よりご挨拶をいただきます。
- <挨拶>
- ありがとうございます。ここで、議事に入る前に、農業委員の皆様、事務局職員、初めての一堂に会しての顔合わせでございますので、自己紹介を皆様にお願いしたいと思います。
- <事務局職員の自己紹介・挨拶>
- 続いて、農業委員の皆様にお願いしたいと思います。
- <農業委員の自己紹介・挨拶>
- 皆様、ありがとうございます。
- それでは、議事次第の3、議長選出に入ります。議長に関しては、砂川市農業委員会規則、第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、任命後、初めての総会は、会長が決まるまで、慣例によりまして、本定例総会の招集者である飯澤市長に議長を務めていただきたいと存じます。市長、よろしくお願ひいたします。
- 市長 それでは私の方で議事を進行します。
- 議事次第の4、議事録署名人の指名を行います。
- 砂川市農業委員会規則、第13条第2項の規定に基づき、会議のはじめに、議長が議事録署名人を2名指名することになっております。慣例により、年長の順で、角丸章委員、垣野芳博委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひします。
- 続いて、議事次第の5、議事に入ります。
- 選挙第1号『会長互選について』を議題といたします。総会議案の1ページをご覧ください。
- 農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長の互選を行いますが、まずは互選の方法をお諮りいたします。
- 記載のとおり、無記名投票で行うか、または、指名推薦で行うことになりますが、いかがでしょうか。ご発言ございませんか。
- 指名推薦がいいと思います。
- 只今、角丸委員から、指名推薦との発言がありましたが、他にご発言ありませんか。
- なし。
- 他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長を互選することにご異議ございませんか。
- なし。
- それでは、砂川市農業委員会規則、第17条第2項の規定に基づき、指名推薦により会長の互選を行います。では、会長の推薦をお願いいたします。
- 関尾一史委員を推薦したいと思います。
- 只今、関尾委員が会長に指名推薦されました。他に指名推薦はございませんか。
- なし。
- 他に指名推薦がなければ、関尾委員を会長当選者と定めることにご異議ございませんか。

ませんか。

全員 異議なし。

市長 ご異議なしと認め、関尾委員が会長に決定いたしました。

それでは、ここで関尾新会長から就任のご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

関尾会長 <挨拶>

市長 関尾会長、ありがとうございました。

それでは、関尾会長に議長を交替し、以降の議事を進行していただきます。

関尾会長、どうぞこちらへご移動ください。

私はここで退席させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

<市長退席>

<関尾会長議長席へ移動>

会長 議長を交替しました。議事を続行します。

選挙第2号「会長職務代理者互選について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長職務代理者の互選を行いますが、まずは互選の方法をお諮りいたします。どのような方法で行えば良いでしょうか。ご発言ございませんか。

角丸委員 指名推薦でお願いしたいと思います。

会長 只今、角丸委員から、指名推薦との発言がありましたが、他にご発言ありませんか。

全員 なし。

会長 他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長職務代理者を互選することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

会長 それでは、指名推薦により会長職務代理者の互選を行うこととします。では、氏名推薦をお願いいたします。

角丸委員 片桐幸示委員を指名推薦したいと思います。

会長 只今、片桐委員が会長職務代理者に指名推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

全員 なし。

会長 他に指名推薦がなければ、片桐委員を会長職務代理者の当選者と定めることにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

会長 ご異議なしと認め、片桐委員が会長職務代理者に決定いたしました。

それでは、ここで片桐新会長職務代理者から就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします

<挨拶>

会長 ありがとうございました。

それでは、続いて議案第1号「議席の決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第1号「議席の決定について」ご説明いたします。

議席の順番は、砂川市農業委員会規則、第7条において、「初めて招集された会議においてクジにより定める」ととされています。

そこで、クジを引く順番ですが、これまでの慣例に従いまして、まずクジを引く順番を決める「予備抽選」を行って、その後、予備抽選結果の順にクジを

引く「本抽選」で議席を決定してはいかがかとご提案します。

また、会長と会長職務代理者の議席番号についてですが、慣例に従いまして、会長職務代理者が1番、会長が末尾の13番に定めたいと存じますが、この点についてもご審議をお願いいたします。

会長　　只今、議席を決定するクジを引く順番と、会長代理は1番、会長は13番に定めるとの説明がありましたが、ご異議ございませんか。只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員　　なし。

会長　　それでは、ご異議なしと認め、説明のあったとおり決定いたします。では、抽選を始めてください。

事務局　それでは、まず初めに予備抽選を行います。予備抽選は、6月定例市議会に議案として提出された委員の順序、これは、本年2月から3月にかけて、農業委員の候補者推薦書を受け付けた順番ですが、この順番で行っていきたいと思います。皆様の前にクジをお持ちしますので、クジ棒1本を引いてください。

＜各委員が予備抽選としてクジを引き、事務局が番号を読み上げる＞

それでは、続いて、本抽選を行います。只今の予備抽選結果の順番でクジを引いていただきます。なお、1番と13番のクジは除くこととします。よろしくお願ひいたします。

＜各委員が予備抽選結果の順番で本抽選のクジを引き、事務局が番号を読み上げる＞

それでは、本抽選が終わりましたので、改めて抽選結果を発表いたします。

1番、片桐 幸示	委員
2番、渡部 延三	委員
3番、高橋 凌	委員
4番、竹田 安宏	委員
5番、菊地 匠	委員
6番、井上 善博	委員
7番、笹島 敏彦	委員
8番、渡邊 達郎	委員
9番、猿渡万里子	委員
10番、角丸 章	委員
11番、小野寺一晃	委員
12番、垣野 芳博	委員

以上でございますが、先ほど確認されましたとおり、1番は、「片桐幸示」会長職務代理者、13番は、「関尾一史」会長となりますので申し添えます。

会長　　只今報告ありましたとおり、議席番号を決定いたします。

これ以降は議席番号順に着席していただきますので、席替えを行うため、休憩をとります。事務局が委員名の入ったプレートを議席番号順に並べ替えますので、休憩後はプレートのとおりご着席をお願いいたします。

＜休憩＞

会長　　皆様お疲れ様です。席替えが終了したようですので、これより会議を再開します。

報告第1号に入る前に、事務局より申し出がありますので、説明をお願いします。

事務局　毎年、7月の定例総会では、議事に入る前に出席者全員で「砂川市農業委員

会憲章」を唱和しています。本日も、ここで憲章の唱和を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議案の最後のページに「砂川市農業委員会憲章」を掲載していますので、ご覧ください。

では、慣例によりまして、まず関尾会長が前文を読み上げた後、片桐代理が本文を一文ずつ読み上げ、続いて委員の皆様も一文ずつ読み上げることにしたいと思います。

皆様、恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。

<全員起立>

では、会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、「砂川市農業委員会憲章」の唱和を行います。

<砂川市農業委員会憲章の唱和>

どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、これ以降は、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

皆様、大変お疲れ様です。

では、報告第1号について、ご説明いたします。議案の4ページをお開き願います。

「農業者年金に関する申請」についてということで、農業者年金住所変更・訂正届が1件ございました。██████████に██████████から転入された

██████████から6月28日に届出があったものです。こちらについては、既に専決処分としましたことをご報告させていただきます。

以上です。

只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より報告願います。

報告第2号をご説明いたします。5ページをご覧ください。今回は2件ございます。1件目は「██████████」です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」で要件を満たしているか確認をしたいと思います。別紙1をご覧ください。

確認書を上から順に見ていきますと、経営面積は田が18.8ha、畑が0.2ha、法人形態は株式会社でありますので、法人組織形態要件を満たしています。次に事業の種類は、水稻・そば、売上高はすべて農業によるものですので、過半を農業関連で占める必要があるという要件を満たしています。また、構成員数については、議決権を持つ構成員は一人で、その一人が農業の常時従事者になっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を満たしています。最後に、業務執行役員数について、こちらも一人の役員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者であるという要件を満たしています。

以上「██████████」は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

続いて2件目、「██████████」です。別紙2の要件確認書を見ていき

たいと思います。

上から順に見ていきますと、経営面積は田が 53.2ha、畑が 1.8ha、次に、法人形態は、株式会社で要件を満たしています。次の事業の種類や売上高については、全額が農業による売り上げとなっていますので、売上高の過半が農業によるものという要件を満たしています。さらに構成員数についてですが、[REDACTED] は議決権を持つ構成員が 1 人で、その 1 人が農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を満たしています。では、2 番をご説明いたします。

最後に、裏面の業務執行役員数に関してですが、3人の役員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者であることなどの要件も満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

以上です。

只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて議案第2号「現況証明願について」事務局より提案願います。

それでは議案第2号の1番について、ご説明します。

願出者は、[REDACTED]、土地所有者は、同じく [REDACTED] と以下 4 名の共有者がおります。土地の表示は、空知太西 4 条 7 丁目 319 番 1、地目は公募で畠となっており、面積は 175 m<sup>2</sup>、以下記載のとおり合計 2 筆、面積計 872 m<sup>2</sup>、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は 7 月 11 日に関係委員にお願いをしており、図面は、13 ページ、第 1 号図に示しています。

この土地の状況についてですが、一般住宅が相当以前から建っており、農地としては利用されていない状況です。

続きまして2番をご説明いたします。7ページをご覧ください。

願出者は、[REDACTED]、土地所有者は、[REDACTED]、土地の表示は、西4条南10丁目1番1、地目は公募で畠となっており、面積は370m<sup>2</sup>の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月11日に関係委員にお願いをしており、図面は、14ページ、第2号図に示しています。

この土地の状況についてですが、この土地の隣接地に、土地所有者の[REDACTED]の両親が住んでいるのですが、除雪や雪捨て場に難儀しているということで、平成21年10月に[REDACTED]から5条申請がなされ転用が許可されています。

そのため、長年農地としては利用されておらず、現在においても、雪捨て場以外、特に利用はされておりません。

続きまして3番をご説明いたします。

願出者は、[REDACTED]、土地所有者は、[REDACTED]、土地の表示は、東1条北10丁目518番6、地目は公募で畠となっており、面積は1,070m<sup>2</sup>の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月11日に関係委員にお願いをしており、図面は、15ページ、第3号図に示しています。

この土地の状況についてですが、一部に [REDACTED] の住宅が建っており、花壇が少々と、数年前まで土地の一部において畠をされていましたが、今は放置さ

- れており、何も植わっていない状況であります。
- また、この土地についても、平成12年に宅地として利用するために、4条申請がなされ転用が許可されていた経過がございます。
- 以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひします。
- 会長 質問・意見がないようですが、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 質問・意見がないようですが、本件を証明してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め証明することといたします。
- 事務局 続きまして、議案第3号「農地流動化推進員の委嘱について」事務局より提案願います。
- 事務局 それでは、議案第3号をご説明します。議案の8ページをご覧ください。
- まず、提案・協議の理由についてですが、このページの下の方、「協議理由」をご覧いただきたいと思います。
- 「砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」という砂川市の規則があり、この規則によって、市が農業委員会に対して「砂川市農地銀行規程」の事務を委任しています。この「砂川市農地銀行規程」に基づきまして、農地銀行活動事業を推進するため、地域の農地事情に精通した者に農地流動化推進員を委嘱することについて、市が農業委員会に対し審議を求めるものです。
- 規則的にはこのような説明になりますが、具体的には、このページの「記」の下に記載していますとおり、砂川市の農地流動化推進員に農業委員の皆様を委嘱させていただきたいということと、加えて、各農地流動化委推進員の担当地区は、別紙3に記載のとおりとさせていただきたいという提案でございます。
- 会長 只今、議案第3号の説明がありましたご質問・ご意見ございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 質問・意見がないようですが、本件について異議なしと認めてよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、本件を承認いたします。
- 事務局 本件に関連して、事務局より追加説明がありますので、お願ひします。
- 会長 只今の議案が承認されましたので、委員の皆様を、農地流動化推進員に委嘱させていただくことになりますが、「砂川市農地銀行規程」では、委員の皆様が農地銀行の理事に就くことになっています。
- 会長 そして、理事会は年1回、7月に開催していますので、本日、この定例総会の後に開催させていただくことをご提案いたします。
- 会長 もう1点、委員皆様にお渡しする農地流動化推進員の「委嘱書」についてですが、農地銀行理事会の議案と併せて、後ほど、配布させていただきますのでご理解をお願いいたします。以上です。
- 会長 只今の説明に関して、ご質問・ご意見はございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 質問・意見がないようですが、説明のあったとおり進めてよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、この総会の後に、農地銀行理事会を開催することといたします。

事務局

続きまして、議案第4号『令和5年度玉葱作況調査について』事務局より提案願います。

それでは議案第4号をご説明します。今年度の「玉葱作況調査」です。

まず1番、調査期日ですが、例年に倣いまして、次回の定例総会の日、8月24日、木曜日に実施することを基本にしたいと思いますが、玉葱の成熟具合によって、日程の変更もあり得ることにしたいと思います。

2番については、別紙4をご覧ください。こちら、玉葱作況調査圃場一覧表になります。一番左が昨年度調査を行った6件の農業者の方々、その右側、今年度の調査対象農家についても6件とし、ご覧のとおり、調査対象の方の「氏名」を空欄にしています。

こちらの空欄の部分については、ご指名するようで恐縮ですが、担当地区に当てはめますと、北光袋地地区の2か所は竹田委員、空知太の1か所は渡邊達郎委員、富平の2か所は小野寺委員、西豊沼地区は井上委員に、対象となる圃場の農業者にご依頼いただき、7月31日、月曜日までに、事務局にご連絡いただきたいと思います。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いません。よろしくお願ひいたします。

議案に戻りまして3番、開始時間は8月24日に実施できるとすれば、定例総会終了後、バスを用意しますので、概ね2時から2時半頃に始めたいと思います。4番の班編成は、再度、別紙4の下の方に記載ありますとおり、大きく2班に分けて、第1班は議席番号1番から6番、2班は7番から13番の委員にさせていただきたいと思います。

なお、雨の場合ですが、一昨年は雨天のため実測できず検見のみとしました。今年は、事前に雨予報と把握している場合、日程変更することを検討したいと思いますが、バスの予約の関係がございますので、例えば前日に実施できる委員のみで分担して行うなど、柔軟に対応し、できるだけ実測できるようにしたいと思います。

最後に、別紙4の裏面に、これまでの実施結果を掲載していますので、これらについては、参考にしていただければと思います。

以上、議案第4号の説明といたします。よろしくお願ひします。

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見はございませんか。なし。

質問がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり実施することを決定します。

本日の議題は以上ですが、全体をとおして委員の皆様から何かございませんか。

なし。

それでは、特に無いようですので、続いて、「その他事項」に入ります。

事務局

1. 定例総会の議事録署名委員（事務局）

＜経緯＞・定例総会ごとに、会長を除き議席番号順に2名を指名してきた。

2. 各種検討事項が発生した場合の検討方法（事務局）

＜経緯＞・検討委員会を設置して対応してきた。

・検討委員会の委員は次のとおりとしてきた。

1年目 … 会長、職務代理者、議席番号2～5番の委員

2年目 … 会長、職務代理者、議席番号6～9番の委員

会長  
全員

会長  
全員

会長  
全員

会長  
全員

会長  
全員

3年目 … 会長、職務代理者、議席番号 10～12 の委員

3. 議会関連報告（事務局長）

4. 令和5年度中空知農業委員会協議会臨時総会（事務局）

- ・日 時 令和5年8月8日（火）16：00～
- ・場 所 滝川市役所（滝川市）
- ・出席者 会長、野田事務局長

5. 令和5年度空知農業委員会連合会臨時総会（事務局）

- ・日 時 令和5年8月10日（木）16：00～
- ・場 所 岩見沢市平安閣（岩見沢市）
- ・出席者 野田事務局長

6. 農業法人「XXXXXXXXXXXXXX」視察（事務局）

- ・別紙5をご参照ください。

7. 北海道農業会議会員の就任（事務局）

- ・北海道農業会議会員 = 会長

8. 市長に対しての意見の申出に係る検討委員会の開催（事務局）

- ・検討委員会 10月定例総会以前に開催
- ・検討委員 会長、職務代理者、議席番号 2～5 番の委員
- ・提出時期 11月

9. 農業委員会だよりの配布（事務局）

- ・発行時期 8月中旬発行
- ・配布方法 委員各位による配布
- ・配布先 担当地区の農業者に配布します。基本的に再任委員は前回と同じ、新任委員は前任者の配布先を引き継ぐこととするが、一部調整します。

10. 農業委員会活動記録セット、手引等の配布（事務局）

- ・農業委員会活動記録セット、手引書等を配布しますので、ご活用ください。

11. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動は漏れなく「農業委員会活動記録簿」に記入し、毎月の定例総会時に、事務局へ当月分を提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス : [nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

12. 「農業委員会による最適化活動の推進等」に係る各農業委員の目標値  
(事務局)

「農業委員会による最適化活動の推進等」については、各農業委員の1年間の活動や目標、実績などを所定の様式にまとめて、翌年4月の定例総会において、活動の点検・評価を行うこととされています。

また、集積面積などの目標や実績を数値で記入することとされていますが、農業委員会全体の考え方として、別紙6のとおり設定することとします。

13. 第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

・本定例総会終了後に開催します。

14. 令和5年度砂川市農業委員協議会第1回総会（事務局）

・第1回砂川市農地銀行理事会終了後に開催します。

会長　只今の報告でご質問等ございませんか。

全員　なし。

会長　それでは、全体をとおして何かございませんか。

全員　なし。

会長　特ないようですので、これを持ちまして、本日の定例総会は全ての議事が終了しました。

次回の定例総会は、8月24日、木曜日ですが、当日、玉葱の作況調査を実施できることになれば、定例総会をいつもより30分早めて、午後1時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

全員　なし。

会長　それでは、特ないようですので、次回の定例総会は、8月24日、木曜日、午後1時を予定します。よろしくお願ひいたします。

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会長

署名委員

署名委員